

徳島県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝浦郡上勝町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）